

受理官庁 I B	世界知的所有権機関国際事務局	附属書 C I B
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 ¹	PCT全締約国 ²	
国際出願の作成に用いることができる言語	いかなる言語でもよい ³	
願書の提出に用いることができる言語	公開の言語のいずれか	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ⁴	認める。受理官庁はePCT出願又はEPOオンライン出願 ⁵ による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

[次頁に続く]

- 1 国家安全保障の規定により外国での特許出願が認められている場合にのみ、出願人は国際事務局に出願することができる。当該規定に従うことは出願人の責任であり、国際事務局は検査をしない。
- 2 次の締約国については、国際事務局だけが受理官庁となる：アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ドミニカ、グアテマラ、クウェート、ラオス人民民主共和国、マダガスカル、ナイジェリア、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリランカ、アラブ首長国連邦。
- 3 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。国際出願が行われた言語が公開の言語でなく、国際調査のための翻訳文が要求されていない場合（PCT規則12.3(a)）、出願人は、公開の言語のいずれか1つによる当該出願の翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.4(a)）。
- 4 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 5 受理官庁としての国際事務局に国際出願を行うときに電子システムが不通である場合、出願人はePCT緊急用アップロードサービスの使用（<https://www.wipo.int/pct/en/epct/contingencyupload.html>）、物理媒体による書類提出（CD-R又はDVD-R）、又は異なる受理官庁の利用が可能である。関連する受理官庁として行動する国際事務局の通告については、2021年2月11日付公示（PCT公報）23頁以降を参照。

I B

世界知的所有権機関国際事務局 (続き)

I B

管轄国際調査機関

出願人（又は出願人が2名以上の場合には少なくとも出願人の1人）が国民又は居住者^{6,7}となるPCT締約国の、又はそのために行動する他の受理官庁に国際出願がされたとしたならば管轄したであろう国際調査機関（管轄受理官庁については附属書B 1及びB 2，管轄国際調査機関については附属書C，PCT規則19.1(b)に基づき国際事務局が国内官庁に代わって行動する国については下記を参照）

アンゴラの国民及び居住者について：オーストリア特許庁，中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA），欧州特許庁又は国立工業所有権機関（ブラジル）

アンティグア・バーブーダの国民及び居住者について：カナダ知的所有権庁又は欧州特許庁

バルバドスの国民及び居住者について：オーストリア特許庁，欧州特許庁，スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁

ドミニカの国民及び居住者について：カナダ知的所有権庁又は欧州特許庁

グアテマラの国民及び居住者について：オーストリア特許庁，欧州特許庁，国立工業所有権機関（ブラジル），国立工業所有権機関（チリ），スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁

クウェートの国民及び居住者について：エジプト特許庁又は欧州特許庁

ラオス人民民主共和国の国民及び居住者について：中華人民共和国知識産権局（CNIPA），欧州特許庁，シンガポール知的所有権庁，日本国特許庁（JPO）又は韓国知的所有権庁

マダガスカル島の国民及び居住者について：オーストリア特許庁，欧州特許庁，連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）

ナイジェリアの国民及び居住者について：オーストラリア特許庁，カナダ知的所有権庁又は欧州特許庁

セントルシアの国民及び居住者について：オーストラリア特許庁，オーストリア特許庁，欧州特許庁又は米国特許商標庁

セントビンセント及びグレナディーン諸島の国民及び居住者について：オーストラリア特許庁，カナダ知的所有権庁，欧州特許庁又は米国特許商標庁

スリランカの国民及び居住者について：オーストラリア特許庁，欧州特許庁，韓国知的所有権庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）

アラブ首長国連邦の国民及び居住者について：オーストラリア特許庁，オーストリア特許庁又は韓国知的所有権庁

[次頁に続く]

6 出願人がアメリカ合衆国の国民若しくは居住者である場合には，国際調査機関又は国際予備審査機関として欧州特許庁を利用することが制限される。この制限基準は，出願人が複数いる出願において，その少なくとも1人がアメリカ合衆国の国民若しくは居住者である場合，及びそのいずれもが欧州特許条約の締約国の国民若しくは居住者でない場合にも適用される。詳しくは附属書D（EP），E（EP）参照。

7 出願人がアメリカ合衆国の国民若しくは居住者である場合には，一部の国際出願に関してのみ，オーストラリア特許庁を国際調査機関又は国際予備審査機関として利用することができる。この限定対象となる国際出願に関する詳細については，2008年10月23日付公示（PCT公報）131頁以降を参照。

管轄国際予備審査機関

出願人（又は出願人が2名以上の場合には少なくとも出願人の1人）が国民又は居住者^{8, 9}となるPCT締約国の、又はそのために行動する他の受理官庁に国際出願がされたとしたならば管轄したであろう国際予備審査機関（管轄受理官庁については附属書B 1及びB 2、管轄国際予備審査機関については附属書C、PCT規則19.1(b)に基づき国際事務局が国内官庁に代わって行動する国については下記を参照）

アンゴラの国民及び居住者について：オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）¹⁰、欧州特許庁¹¹又は国立工業所有権機関（ブラジル）

アンティグア・バーブーダの国民及び居住者について：カナダ知的所有権庁¹⁰又は欧州特許庁¹⁰

バルバドスの国民及び居住者について：オーストリア特許庁、欧州特許庁¹²、スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁¹⁰

ドミニカの国民及び居住者について：カナダ知的所有権庁¹⁰又は欧州特許庁¹⁰

グアテマラの国民及び居住者について：オーストリア特許庁、欧州特許庁¹³、国立工業所有権機関（ブラジル）、国立工業所有権機関（チリ）¹⁰、スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁¹⁰

クウェートの国民及び居住者について：エジプト特許庁又は欧州特許庁¹⁰

ラオス人民民主共和国の国民及び居住者について：中華人民共和国知識産権局（CNIPA）¹⁰、欧州特許庁¹⁰、シンガポール知的所有権庁¹⁰、日本国特許庁（JPO）¹⁰又は韓国知的所有権庁

マダガスカル¹²の国民及び居住者について：オーストリア特許庁、欧州特許庁¹²、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）

ナイジェリアの国民及び居住者について：オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁¹⁰又は欧州特許庁¹⁰

セントルシアの国民及び居住者について：オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁¹¹又は米国特許商標庁¹⁰

セントビンセント及びグレナディーン諸島の国民及び居住者について：オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁¹⁰、欧州特許庁¹⁰又は米国特許商標庁¹⁰

スリランカの国民及び居住者について：オーストラリア特許庁、欧州特許庁¹⁴、韓国知的所有権庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）

アラブ首長国連邦の国民及び居住者について：オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁又は韓国知的所有権庁

[次頁に続く]

8 脚注6を参照。

9 脚注7を参照。

10 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

11 この官庁は、国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

12 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

13 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

14 この官庁は、国際調査を同官庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

I B	世界知的所有権機関国際事務局 (続き)	I B
受理官庁に支払うべき手数料 ¹⁵	通貨：スイス・フラン(CHF)、ユーロ(EUR)及び米国・ドル(USD)	
送付手数料 ¹⁶	CHF 100 又は EUR 93 又は USD 109	
国際出願手数料 ¹⁷	CHF 1,330 又は EUR 1,233 又は USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ^{17, 18}	CHF 15 又は EUR 14 又は USD 16	
減額(手数料表第4項に基づく)：		
電子出願 (文字コード形式以外の願書)	CHF 100 又は EUR 93 又は USD 109	
電子出願 (文字コード形式による願書)	CHF 200 又は EUR 185 又は USD 218	
電子出願 (文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約)	CHF 300 又は EUR 278 又は USD 328	
調査手数料	相当する金額については，出願人が選択した国際調査機関に対応する附属書D参照	
優先権書類の手数料 ¹⁹	CHF 50 又は EUR 46 又は USD 55	
	航空郵便のための追加額	
	CHF 10 又は EUR 9 又は USD 11	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要	
誰が代理人として行為できるか？	出願人(又は出願人が2名以上の場合には出願人のいずれか)が居住者若しくは国民である締約国の(又はそのために行動する)国内官庁に対して手続を行う権利を有する者 又は国際事務局がPCT規則19.1(b)に基づき受理官庁として行動する場合には，自然人又は法人	

[次頁に続く]

15 手数料支払の詳細はWIPOウェブサイト https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html#_methods 参照。

16 国際出願手数料の90%減額を受ける資格を有する出願人(脚注17参照)は送付手数料の支払が不要。

17 この手数料は，国際出願が次のいずれかの出願人によって行われた場合，90%減額される。ただし，出願人が複数いるときには，下記の(a)又は(b)のいずれかの基準を各出願人が満たしていなければならない。

(a) 1人当たりの国内総生産が25,000米国ドル(国際連合が発行する米国ドル建による1人当たりの2005年固定実質国内総生産の直近10年間の平均額)を下回る国であって，国際事務局が公表する直近5年間の年間平均出願件数によると，その国の国民及び居住者である自然人が，(人口100万人当たり)1年に10件未満の国際出願を行っている国，又は(絶対数で)1年に50件未満の国際出願を行っている国の，自然人かつ国民又は居住者である出願人

(b) 自然人であるか否かを問わず，国際連合によって後開発途上国の等級に属するものとされた国の国民であり，かつ，当該国に住所を有する出願人

90%減額の適用についての詳細は <https://www.wipo.int/pct/en/fees/> 及び2020年3月5日付公示(PCT公報)45頁以降，手数料表第5項参照。なお，電子出願による減額と国際出願手数料90%の減額の両方が適用される場合には，電子出願による減額後に90%の減額の計算をする。

18 脚注4を参照。

19 規則17.1(b)に基づき国際出願に関して優先権書類を作成する場合，又はWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)を介して優先権書類を利用可能とするよう受理官庁に要請する場合，手数料は不要である(附属書B参照)。

I B**世界知的所有権機関国際事務局 (続き)****I B**

委任状の提出要件の放棄

国際事務局は、別個の委任状を提出する している²⁰
要件を放棄しているか？

別個の委任状が要求される特別の状況 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又は、その者が書類を提出した時

国際事務局は、包括委任状の写しを提出 している²⁰
する要件を放棄しているか？

包括委任状の写しが要求される特別の 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又は、その者が書類を提出した時
状況

20 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。